



いのちとくらしをまもる  
防 災 減 災

第4回北川流域治水協議会

# 規約の改正について

---

令和3年3月15日

福井河川国道事務所

# 1. 流域治水をあらゆる関係者の協働により進める

**課題** 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要がある。

**対応** ◆河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換することによって、施策や手段を充実し、それらを適切に組合せ、加速化させることによって効率的・効果的な安全度向上を実現する。  
◆併せて、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラを、官民連携・分野横断により推進し、雨水の貯留・浸透を図る。

氾濫を防ぐための対策  
～ハザードへの対応～

(しみこませる)\*

雨水浸透施設(浸透ます等)の整備  
⇒ 都道府県・市町村、企業、住民

(ためる)\*

雨水貯留施設の整備、  
田んぼやため池等の高度利用  
⇒ 都道府県・市町村、企業、住民

ダム、遊水地等の整備・活用  
⇒ 国・都道府県・市町村、利水者

(安全に流す)

河床掘削、引堤、放水路、砂防堰堤、遊砂地、  
雨水排水施設等の整備  
⇒ 国・都道府県・市町村

(氾濫水を減らす)

堤防強化等  
⇒ 国・都道府県

※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

被害対象を減少させるための対策  
～暴露への対応～

(被害範囲を減らす)

土地利用規制、高台まちづくり  
⇒ 国・都道府県・市町村、企業、住民

二線堤等の整備  
⇒ 市町村

(移転する)

リスクが高いエリアからの移転促進  
⇒ 市町村、企業、住民

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策  
～脆弱性への対応～

(避難態勢を強化する)

ICTを活用した河川情報の充実  
浸水想定等の空白地帯の解消  
⇒ 国・都道府県・市町村・企業

(被害を軽減する)

建築規制・建築構造の工夫  
⇒ 市町村、企業、住民

(氾濫水を早く排除する)

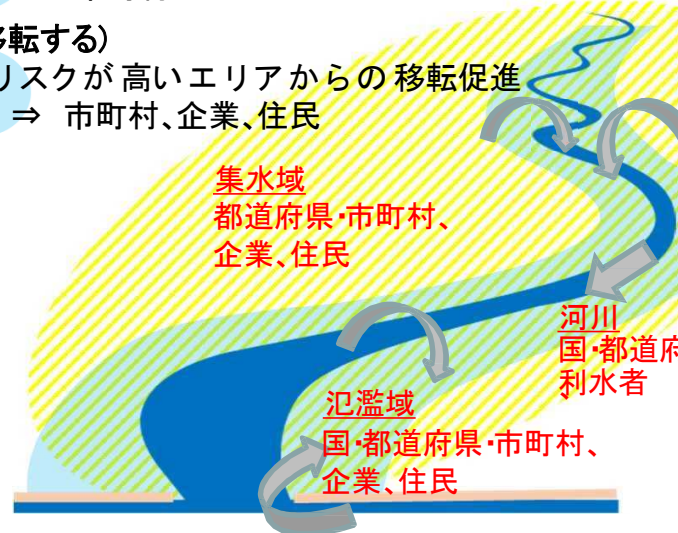
排水門の整備、排水ポンプの設置  
⇒ 市町村等

(早期復旧復興に備える)

BCPの策定、水災害保険の活用  
⇒ 市町村、企業、住民

(支援体制を充実する)

TEC-FORCEの体制強化  
⇒ 国・企業



凡例 河川での対策 集水域での対策 氾濫域での対策

## 2. 協議会の構成員の拡充について

- 「あらゆる関係者の協働」により、流域全体で治水対策に取り組む事が重要なため、前回の協議会で構成員を拡大した。
- 現行の構成員は行政機関のみであることから、更に防災・減災に係る民間等も構成員に含めるよう拡充するため、規約の改正を提案。

現行の協議会の構成員名簿  
(青字は第3回協議会にて追加した機関を示す)

機関	役職
小浜市	市長
若狭町	町長
高島市	市長
福井県	安全環境部長
福井県	農林水産部長
福井県	土木部長
滋賀県	土木交通部長
滋賀県	琵琶湖環境部長
北陸農政局	地方参事官
近畿中国森林管理局	福井森林管理署長
中部地方環境事務所	環境対策課長
福井地方気象台	台長
近畿地方整備局	福井河川国道事務所長

(敬称略)

協議会の構成員名簿の改正案  
(赤字は第4回協議会にて追加提案する機関を示す)

機関	役職
小浜市	市長
若狭町	町長
高島市	市長
福井県	安全環境部長
福井県	農林水産部長
福井県	土木部長
滋賀県	土木交通部長
滋賀県	琵琶湖環境部長
北陸農政局	地方参事官
近畿中国森林管理局	福井森林管理署長
中部地方環境事務所	環境対策課長
福井地方気象台	台長
北陸地方測量部	部長
近畿地方整備局	福井河川国道事務所長

(敬称略)

オブザーバー

福井県防災士会	理事長
(一社)福井県建築士会	会長
(研)森林研究・整備機構	福井水源林整備事務所長
(一社)日本損害保険協会	北陸支部事務局長

(敬称略)

## 協議会の構成員名簿の改定案

(赤字は第4回協議会にて追加提案する機関を示す)

機関	役職
小浜市	市長
若狭町	町長
高島市	市長
福井県	安全環境部長
福井県	農林水産部長
福井県	土木部長
滋賀県	土木交通部長
滋賀県	琵琶湖環境部長
北陸農政局	地方参事官
近畿中国森林管理局	福井森林管理署長
中部地方環境事務所	環境対策課長
福井地方気象台	台長
<b>北陸地方測量部</b>	<b>部長</b>
近畿地方整備局	福井河川国道事務所長

(敬称略)

### オブザーバー

<b>福井県防災士会</b>	<b>理事長</b>
<b>(一社)福井県建築士会</b>	<b>会長</b>
<b>(研)森林研究・整備機構</b>	<b>福井水源林整備事務所長</b>
<b>(一社)日本損害保険協会</b>	<b>北陸支部事務所長</b>

(敬称略)

### 【福井県防災士会】 について



福井県内各地で活動する防災士であり、地域における啓発や訓練等を実践している。

### 【福井県建築士会】 について



福井県内各地で活動する建築士であり、被災地における罹災証明の支援協定を締結している。

### 【森林研究・整備機構】 について



私有保安林において、水源涵養のための森林整備等を整備している。

### 【日本損害保険協会】 について



民間保険会社による協会であるが、防災意識普及活動等を実践している。

### 【北陸地方測量部】 について



土地の成り立ち、災害記録や自然災害発生リスク等の情報を整備している。

## 北川流域治水協議会 規約

### <改正案>

#### (設置)

第1条 「北川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

#### (目的)

第2条 協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、北川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策の「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

#### (協議会の構成)

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
  - 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

#### (協議会の実施事項)

- 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 北川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
  - 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
  - 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
  - あらゆる関係者との協働により流域治水を推進し、SDGsの達成に貢献。
  - その他、流域治水に関して必要な事項。

#### (会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

#### (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、関係機関のホームページ等において積極的に公表するものとする。

#### (事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、福井河川国道事務所河川管理第一課に事務局を置く。

#### (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

#### (附則)

- 本規約は、令和2年8月31日から施行する。
- 本規約は、令和2年12月23日に一部を改正する。
- 本規約は、令和3年3月〇〇日に一部を改正する。

別表1  
北川流域治水協議会 構成員

機関	役職
小浜市	市長
若狭町	町長
高島市	市長
福井県	安全環境部長
福井県	農林水産部長
福井県	土木部長
滋賀県	土木交通部長
滋賀県	琵琶湖環境部長
北陸農政局	地方参事官
近畿中国森林管理局	福井森林管理署長
中部地方環境事務所	環境対策課長
福井地方気象台	台長
北陸地方測量部	部長
近畿地方整備局	福井河川国道事務所長

(敬称略)

#### オブザーバー

福井県防災士会	理事長
(一社)福井県建築士会	会長
(研)森林研究・整備機構	福井水源林整備事務所長
(一社)日本損害保険協会	北陸支店事務局長

(敬称略)